

和寒町耐震改修促進計画にもとづき

特集

S56以前に着工された木造住宅について

既存住宅の耐震診断・耐震改修費用に補助します

和寒町では安全・安心なまちづくりを目指し平成21年に「和寒町耐震改修促進計画」を策定しました。このことに伴い町民のみなさんのかけがえのない生命と財産を地震の被害から未然に防ぐために7月から既存住宅の耐震診断・耐震改修の費用に一部補助することになりました。

地震大国日本

近年、新潟県中越地震や岩手・宮城内陸地震などが記憶に新しいですが、北海道でも北海道南西沖地震や釧路沖地震など大きな地震がたびたび発生しています。

和寒町は過去に地震で大きな被害を受けたことはありません。しかし、現在では全国どこでも起きる可能性のある直下型の地震でも大きな被害を受けている例もあり、決して油断することはできません。

想定される地震は？

和寒町で想定される地震は、「十勝沖・釧路沖の地震」、「増毛山地東縁断層帯による地震」全国どこでも起こりうる直下型の地震」があります。地震の揺れを検討した結果、もっとも揺れが大きい、震度6弱の全国どこでも起こりうる直下地震を想定して国の耐震改修促進法に基づいた耐震改修促進計画が策定されています。



住宅の耐震化に関わる現状と目標耐震化されているかどうかの判断の基準として昭和56年の建築基準法改正以降に着工された住宅は耐震性を満たしているといえます。現在、和寒町において耐震性を満たしているとされる住宅は全体の55%と推計されます。

耐震化の促進にあたって、耐震性の確認されていない建築物は積極的に耐震診断を行う必要があります。耐震改修促進計画では、平成27年度までに耐震化率を90%とすることを目標としています。

耐震診断とは？

耐震診断とは、既存の住宅（昭和56年以前に着工した建物）が地震の

時に安全に使えるかどうかを見極めるものです。当時の耐震基準で設計された既存住宅を、現行の耐震基準によりその耐震性を再評価することを「耐震診断」と言います。

耐震改修とは？

耐震改修とは、耐震診断でわかった基礎、壁、接合部などの建物の耐震上の弱点を適切に補強するための改修工事のことです。

主な改修方法は、壁に補強が必要な場合は筋かいや面材を入れて補強します。壁の量が不足していれば開口部を塞ぐか、間仕切り壁を新設し、耐力壁を増設することも必要になります。また、接合部等の補強は土台やアンカーボルトなどで基礎に緊結し、柱や梁、筋かいを金物で接合することも必要になります。



ただし、一つの壁を極端に強い仕様にしたたり、偏った壁の強度を補ったりすること

く、可能な限り建物全体の強度を上げることが必要です。いずれにしても、耐震診断結果を踏まえながら適切な耐震改修を進めましょう。

耐震改修の促進に向けて

和寒町では、町民の皆さんが耐震改修に取り組みやすいように、今年7月から、既存住宅の耐震診断及び耐震改修の費用の一部を補助することになりました。


さらに、住宅の改修を耐震のためだけではなく断熱改修工事とあわせて行くと和寒町省エネルギー促進支援事業補助金を活用できる場合もありますので、窓口までご相談ください。

また、補助制度だけにとどまらず耐震改修事業には税制優遇制度もあります。詳しくは名寄税務署または、住民課税務係までお問い合わせください。

このように、さまざまな補助制度や税制優遇制度があります。期限が決められているものもありますので、心配であれば早めに建設課管理係までご相談ください。

和寒町省エネルギー促進支援事業補助金は平成23年3月31日まで。

既存住宅耐震診断補助・耐震改修補助事業

	耐震診断補助	耐震改修補助
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 本町に住所を有する者又は実績報告書を提出するときまでに本町に住所を有することとなる者で、居住の用に供している既存住宅であること。（※既存住宅とは、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅をいう。） 建築基準法その他法令違反が無いこと。 申請者及び同居者の公租公課を完納している者 	<ul style="list-style-type: none"> 本町に住所を有する者又は実績報告書を提出するときまでに本町に住所を有することとなる者で、居住の用に供している既存住宅であること。（※既存住宅とは、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅をいう。） 建築基準法その他法令違反が無いこと。 共有の既存住宅を改修する場合は、共有者の承諾を受けている者 借家を改修する場合は、所有者の承諾を受けている者 申請者及び同居者の公租公課を完納している者
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で耐震診断員が耐震診断に要する費用 	<ul style="list-style-type: none"> 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震改修に係る費用。ただし、耐震診断の結果、耐震性の向上を図る必要があると判断された既存住宅の改修で、その内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに順ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合させるための改修費用 上記工事の実施に伴う付帯工事に係る経費（外壁・屋根の改修含む）
補助金額	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額内とし、5万円を上限（1棟当たり）とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額内とし、5万円を上限（1棟当たり）とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
補助限度額	5万円	50万円 (ただし、所得税の控除額を差し引くものとする)
補助期間	平成25年3月31日まで	

問い合わせ先 建設課管理係 (TEL 32-2424)

診断は、耐震診断員の有資格でなければなりませんので、まずは建設課にご相談ください。

工事着工の状況

場所	工事名	施行内容	金額	完成期限	施行業者
北原	北原地区不良排水路改修工事	施工延長 L = 175.04m V型側溝(V 300 x 400) L = 152.62m (内再利用 L = 122.1m)	2,625,000	9月17日	共栄建設(株)
南丘	南丘地区不良排水路改修工事	施工延長 L = 169.01m V型側溝(V 400) L = 151.95m	4,095,000	9月17日	(株)コンドー産興
南丘	南丘森林公園木道橋撤去等工事	木道橋撤去新規設置工	1,155,000	8月5日	(株)橋組